

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 2 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 2 月 19 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 2 月 22 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

本件処分は、河川法、地方公務員法並びに広島県行政組織規則、文書取扱規則等に違反し、請願法、民法、刑事訴訟法に基づく手続を怠っている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 知事が指示したことを示す文書を請求しているのではなく、その事業文書を請求しているのであって曲解、あるいは、都合よく解釈してはいけない。
- (2) 知事は河川法第 9 条、第 10 条、第 87 条、第 102 条等で行う告発等の措置は文書で行うがそれが公文書であり行政文書である。河川関係の事業は河川法に定められているが、条例等で明白に委任されている場合は受任者が委任されていない場合は知事が部下に命じて執行することとなる。いずれにしても、知事は直接の執行責任者であり、知事が河川法に定められた業務について公文書を発し、その事案について指示をしない事はあるまい。
- (3) 本件不存在通知は、副知事に対して、知事が道路河川管理室に関する指示をしたものはないことになるが、そのようなことはあり得ない。

さらに、少なくとも、法令に違反していることを法に基づいて是正するよう提出された請願及び行政不服審査請求に対して、知事が副知事に対して何の指示もしていない、又は副知事が県財政上、部下職員の監督上の観点から何ら措置せず、知事に報告しないことはあり得ようか。かかる状態であれば、

県議会を通して副知事の解職請求をせざるを得ないことにもなり、秘書に対してもそのことを知らせてある。

- (4) 知事が副知事に対して決裁等を通じて行政文書の作成を指示することについて、文書決裁等を通じて行うことは、河川法に基づく業務執行上のものとしてまれではなく、実施機関の「理由説明書」には、関係法令に規定がなく義務付けられていないと記してあるが、それならば知事は法令に定める業務を正常に執行していないことになる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存とした理由は、次のとおりである。

関係法令に照らしたところ、本件対象文書の作成を知事に義務付けている規定はなく、また、通常の業務においても知事から副知事に文書で指示を出すことはない。

したがって、本件対象文書は、不存である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書」である。

異議申立人は、「知事が指示したことを示す文書を請求しているのではなく、その事業文書を請求しているのであって、知事が河川法に定められた業務について公文書を発し、その事案について指示をしない事はある得ない。」などと主張しているので、本件対象文書の特定の妥当性等について、以下検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において、本件請求書上の請求内容及び実施機関と異議申立人との間での請求内容に係る聞取票を確認したところ、本件請求のあった5日後に、当事者双方が「知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書」を本件請求対象とすることで合意に達していることが認められる。

したがって、実施機関が上記行政文書を本件対象文書として特定したことが不合理とは言えない。

3 本件不開示（不存）決定の妥当性について

- (1) 「知事から副知事に対する指示・命令は口頭でなされており、文書で行うことはない。」とする実施機関の主張について、当審査会事務局職員をして実施機関の担当課（秘書課）に確認したところ、「副知事の任免の際は文書で辞令を交付することはあるが、知事から副知事に対する指示・命令は口頭でなされており、文書で行うことはない。」とのことである。このことは、通常の職務において、知事は口頭により指示等を行うのが常態となっていることを示していることから、上記実施機関の主張が特段不自然ではないと認められる。
- (2) 異議申立人は、「知事は河川法第9条等で行う告発等の措置は文書で行うがそれが公文書であり行政文書である。」と主張するが、仮に、知事がこうした措置を文書により行う権限を有しており当該権限を行使するような場合があるとしても、そのことが、直ちに副知事に対する文書による指示・命令を義務付けていることを意味するとは限らないことから、前記第4の実施機関の主張が特段不自然ではないと認められる。

以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不存であることを理

由に不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

3 その他

異議申立人によるその他種々の主張は、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 3	・ 諮問を受けた。
20. 3. 6	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 3. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 3. 28	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 4. 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 4. 4	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 18 (平成 22 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 10 (平成 22 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 14 (平成 22 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁 護 士
中 坂 恵 美 子	広 島 大 学 大 学 院 准 教 授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広 島 大 学 大 学 院 教 授